

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
 関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号) (第一条関係) 1
- エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百二十二号) (第二条関係) 36
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令(平成二十三年政令第四百十三号) (第三条関係) 43
- 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号) (第四条関係) 44
- 商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号) (第五条関係) 48
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令(昭和三十四年政令第二百四十号) (第六条関係) 49
- 首都圏近郊緑地保全法施行令(昭和四十二年政令第十三号) (第七条関係) 51
- 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令(昭和四十三年政令第九号) (第七条関係) 52
- 都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号) (第七条関係) 53
- 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和四十四年政令第三百十七号) (第八条関係) 54
- 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号) (第八条関係) 56
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号) (第九条関係) 58
- 電源開発促進税法施行令(昭和四十九年政令第三百三十九号) (第十条関係) 59
- 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百十三号) (第十一条関係) 60
- 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号) (第十二条関係) 97
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号) (第十二条関係) 98
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号) (第十三条関係) 99
- 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号) (第十四条関係) 100
- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成二十年政令第三百十四号) (第十五条関係) 102

- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第十六条関係）・ ・ ・ ・ ・
- 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（第十六条関係）・ ・ ・ ・ ・
- 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）（第十七条関係）・ ・ ・ ・ ・
- 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）（第十七条関係）・ ・ ・ ・ ・
- 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（第十七条関係）・ ・ ・ ・ ・
- 総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）（第十八条関係）・ ・ ・ ・ ・
- 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（第十九条関係）・ ・ ・ ・ ・
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）（附則第三項関係）・ ・ ・ ・ ・

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める熱は、自然界に存する熱（地熱、太陽熱及び雪又は氷を熱源とする熱のうち、給湯、暖房、冷房その他の発電以外の用途に利用するための施設又は設備を介したものの（次条第二項において「集約した地熱等」という。）を除く。）及び原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質が原子核分裂の過程において放出する熱とする。</p>	<p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該熱を発生させた者が自ら使用するものであること。</p> <p>二 当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用するものであること。</p> <p>2 法第二条第一項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該電気を発生させた者が自ら使用するものであること。</p> <p>二 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用するものであること。</p>
<p>（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量）</p> <p>第二条 （略）</p>	<p>（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量）</p> <p>第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五</p>

2

法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量並びに当該年度において使用した熱（当該年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及び前条に規定する熱を除き、集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。

）及び電気（当該年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気を除く。）の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

（第一種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量）

第三条（略）

（エネルギー管理者の選任基準）

第四条（略）

百キロリットルとする。

2

法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

（第一種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量）

第三条 法第十条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロリットルとする。

（エネルギー管理者の選任基準）

第四条 法第十一条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する工場等（法第三条第一項に規定する工場等をいう。以下同じ。）については、次の表の上欄に掲げる前年度における

る原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

十萬キロリットル未満	一人
十萬キロリットル以上	二人

二 前号に規定する工場等以外の工場等については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

二萬キロリットル未満	一人
二萬キロリットル以上五萬キロリットル未満	二人
五萬キロリットル以上十萬キロリットル未満	三人
十萬キロリットル以上	四人

(第一種指定事業者等の要件)

第五条 (略)

(第一種指定事業者等の要件)

第五条 法第十一条第一項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。

2 法第十一条第一項第一号、第二十三条第一項第一号、第三十条第一項第一号及び第四十四条第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場等とする。

(第二種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量)

第六条 (略)

(特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)
第七条 法第十七条第五項、第二十九条第五項及び第四十一条第五項の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

2 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十九条第五項又は第四十一条第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごと

- 一 製造業（物品の加工修理業を含む。）
- 二 鉱業
- 三 電気供給業
- 四 ガス供給業
- 五 熱供給業

2 法第十一条第一項第一号、第二十二條第一項第一号、第三十条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場等とする。

(第二種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量)

第六条 法第十三条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロリットルとする。

(特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)
第七条 法第十七条第五項、第二十八条第五項及び第三十九条第五項の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

2 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十八条第五項又は第三十九条第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごと

にそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
(略)	(略)

3 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十九条第五項又は第四十一条第五項の規定により命令を

にそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

3 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七条第五項、第二十八条第五項又は第三十九条第五項の規定により命令を

する場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(エネルギー管理士免状に関する事務の委託)

第八条 法第五十六条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

(エネルギー管理士免状に関する事務の委託)

第八条 法第五十二条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務の内容に

2 経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十五条第一項第二号の規定による認定の事務を委託することができない。

(登録調査機関の登録の有効期間)

第九条 法第九十一条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法第五十五条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

関する事項

- ロ 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務を処理する場所及び方法に関する事項
- ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- ニ その他経済産業省令で定める事項
- 二 委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示すること。

2 経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十一条第一項第二号の規定による認定の事務を委託することができない。

(登録調査機関の登録の有効期間)

第九条 法第八十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十条 法百一条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供	二百両
------------	--	-----

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

<p>事業用自動車 以外の自動車 であつて貨物 の輸送 による貨物 車」という。 （以下この項 において「事 業用貨物自動 車」という。 ）であつて貨 物の輸送の用 に供するもの （以下この項 において「事 業用貨物自動 車」という。 ）を除く。）の 数</p>	<p>道路運送法（ 昭和二十六年 法律第八十八 三号）第二条 第八項に規定 する事業用自 動車（以下こ の条において 「事業用自動 車」という。 ）であつて貨 物の輸送の用 に供するもの （以下この項 において「事 業用貨物自動 車」という。 ）を除く。）の 数</p>	<p>事業用貨物自動車（貨物自動車 運送事業法（平成元年法律第八 十三号）第二条第二項に規定す る一般貨物自動車運送事業の用 に供するもの）に限り、被けん引 車（自動車のうち、けん引して 陸上を移動させることを目的と して製作した用具であるものを いう。以下この条において同じ 。）を除く。）の数</p>	<p>するものの数（第十五条第一項 において「車両数」という。）</p>
<p>一 被けん引車</p>			<p>二百台</p>
<p>二百台</p>			<p>二百台</p>

(略)		
(略)		
(略)		

(特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)
 第十一条 法第百八条第四項、第百三十二条第四項、第百三十七条第四項及び第百四十六条第四項の審議会等で政令で定めるものは、交通政策審議会とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量)
 第十二条 法第百十三条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に輸送させる貨物(当該荷主以外の者であつて法第百九条第二号

船舶による貨物の輸送	の輸送の用に供するもの(以下この項において「家用貨物自動車」という。)による貨物の輸送	二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車(被けん引車を除く。)	二万トン
	内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第二条第二項第一号の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数		

(特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)
 第十一条 法第百四条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項及び第百四十二条第三項の審議会等で政令で定めるものは、交通政策審議会とする。

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量)
 第十二条 法第百九条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に輸送させる貨物(当該荷主以外の者であつて法第百五条第二号

号に掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているものを除き、当該荷主が同号に掲げる者としてその輸送の方法等を実質的に決定しているものを含む。) ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。

2 法第百十三条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十三条 法第百十六條第四項及び第百二十條第四項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

に掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているものを除き、当該荷主が同号に掲げる者としてその輸送の方法等を実質的に決定しているものを含む。) ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。

2 法第百九條第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十三条 法第百十二條第三項及び第百十六條第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括荷主に係る場合にあっては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括荷主に係る場合にあっては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第百十六條第四項又は第百二十條第四項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)
 第十四條 法第百二十九條第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第百十二條第三項又は第百十六條第三項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)
 第十四條 法第百二十五條第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

乗合自動車による旅客の輸送	鉄道(軌道を含む。)による旅客の輸送	鉄道(軌道を含む。)による旅客の輸送 鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業を含む。)の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するものの数	二百台 二百両
---------------	--------------------	--	------------

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(認定管理統括貨客輸送事業者の認定に係る輸送能力の合計及び基準)

第十五条 法第百三十四条第一項第二号の政令で定める輸送能力の合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸

船舶による旅客の輸送	乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数	三百五十台
海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。）の用に供する船舶の合計総トン数			二万トン

(認定管理統括貨客輸送事業者の認定に係る輸送能力の合計及び基準)

第十五条 法第百三十条第一項第二号の政令で定める輸送能力の合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸送

送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数の合計とする。

2 法第百三十四条第一項第二号の政令で定める基準は、三百両とする。

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

第十六条 法第百四十三条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第百四十三条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

(空気調和設備等)

第十七条 法第百四十七条の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(特定エネルギー消費機器)

第十八条 法第百四十九条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。

一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とする

の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数の合計とする。

2 法第百三十九条第一項第二号の政令で定める基準は、三百両とする。

(特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準)

第十六条 法第百三十九条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第百三十九条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

(空気調和設備等)

第十七条 法第百四十三条の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

- 一 空気調和設備その他の機械換気設備
- 二 照明設備
- 三 給湯設備
- 四 昇降機

(特定エネルギー消費機器)

第十八条 法第百四十五条第一項の政令で定めるエネルギー消費機器は、次のとおりとする。

一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とする

もの及び電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）に限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条において同じ。）

二〇二七七（略）

もの及び電気を動力源とするもの（燃料を使用するものを除く。）に限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条において同じ。）

二 エアコンディショナー（暖房の用に供することができるものを含み、冷房能力が五十・四キロワットを超えるもの及び水冷式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

三 照明器具（安定器又は制御装置を有するものに限り、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

四 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

五 複写機（乾式間接静電式のものに限り、日本産業規格A列二番（第二十四号及び第二十五号において「A二判」という。）以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

六 電子計算機（演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

七 磁気ディスク装置（記憶容量が一ギガバイト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

八 貨物自動車（揮発油又は軽油を燃料とするものに限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。）

九 ビデオテープレコーダー（交流の電路に使用されるものに限る、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

-
- 十 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十一 電気冷凍庫（熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十二 ストーブ（ガス又は灯油を燃料とするものに限る、開放式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十三 ガス調理機器（ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十四 ガス温水機器（貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十五 石油温水機器（バーナー付風呂釜（ポット式バーナーを組み込んだものに限る。）その他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十六 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十七 自動販売機（飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限り、専ら船舶において用いるためのものでその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十八 変圧器（定格一次電圧が六百ボルトを超え、七千ボルト以下のものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限る、絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 十九 ジャー炊飯器（産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 二十 電子レンジ（ガスオーブンを有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
-

二十一 デイー・ブイ・デイー・レコーダー（交流の電路に使用されるもの限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十二 ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、宛先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するもの限り、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十三 スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできる二以上の経路のうちから、宛先ごとに一定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するもの限り、無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十四 複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械（いずれも乾式間接静電式のものに限り、A二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十五 プリンター（乾式間接静電式のものに限り、A二判以

二十八 電球（安定器又は制御装置を有するもの及び白熱電球に限り、定格電圧が五十ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十九（略）

（特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）

第十九条 法第五十条第一項の政令で定める要件は、年間を生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

（略）

（略）

上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十六 電気温水機器（ヒートポンプ（二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。）を用いるもの限り、暖房の用に供することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十七 交流電動機（籠形三相誘導電動機に限り、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十八 電球（安定器又は制御装置を有するもの及び白熱電球に限り、定格電圧が五〇ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十九 ショーケース（冷蔵又は冷凍の機能を有しないものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

（特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）

第十九条 法第四十六條第一項の政令で定める要件は、年間を生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一 乗用自動車

二千台（乗車定員十一人以上のものにあつては、三百五

二	エアコンデিশヨナー	五百台
三	照明器具	五万台
四	テレビジョン受信機	一万台
五	複写機	五百台
六	電子計算機	二百台
七	磁気ディスク装置	五千台
八	貨物自動車	二千台
九	ビデオテープレコーダー	五千台
十	電気冷蔵庫	二千台（家庭用以外のものは、百台）
十一	電気冷凍庫	三百台（家庭用以外のものは、百台）
十二	ストーブ	三百台
十三	ガス調理機器	五千台
十四	ガス温水機器	三千台
十五	石油温水機器	六百台
十六	電気便座	二千台
十七	自動販売機	三百台
十八	変圧器	百台

(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第二十条 法第百五十条第三項、第百五十二条第三項、第百五十一条第三項及び第百五十七条第三項の審議会等で政令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

十九	ジャー炊飯器	六千台
二十	電子レンジ	三千台
二十一	ディー・ブイ・ディー・レコーダー	四千台
二十二	ルーティング機器	二千五百台
二十三	スイッチング機器	千五百台
二十四	複合機	五百台
二十五	プリンター	七百倍
二十六	電気温水機器	五百台
二十七	交流電動機	千五百台
二十八	電球	二十万個（エル・イー・ディー・ランプにあつては、二万五千個）
二十九	ショーケース	百台

(特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等及び特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第二十条 法第百四十六条第三項、第百四十八条第三項、第百五十一条第三項及び第百五十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

(特定熱損失防止建築材料)

第二十一条 法第五十四條第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、次のとおりとする。

一 (略)

二 サッシ (鉄製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

三 (略)

(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第二十二条 法第五十五條第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量 (国内向け出荷に係るものに限る。) が次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

(略)	(略)
-----	-----

(特定熱損失防止建築材料)

第二十一条 法第五十條第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、次のとおりとする。

一 断熱材 (押出法ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォーム、ガラス繊維 (グラスウールを含む。)) 又はスラグウール若しくはロックウールを用いたものに限り、真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。)

二 サッシ (鉄製又は木製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

三 複層ガラス (ステンドグラスを用いたものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

(特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第二十二条 法第五十一條第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量 (国内向け出荷に係るものに限る。) が次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一 断熱材	十八万平方メートル
二 サッシ	九万四千窓
三 複層ガラス	十一万平方メートル

(報告及び立入検査)

第二十三条 経済産業大臣は、法第六十六条第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一～四 (略)

2 経済産業大臣は、法第六十六条第一項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十四条 経済産業大臣は、法第六十六条第二項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一～四 (略)

(報告及び立入検査)

第二十三条 経済産業大臣は、法第六十二条第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 当該事業に係る生産数量及び生産能力
- 二 エネルギーの使用量及び使用見込量
- 三 エネルギーを消費する設備の状況
- 四 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者の当該約款の内容

2 経済産業大臣は、法第六十二条第一項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十四条 経済産業大臣は、法第六十二条第二項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任の状況
- 二 エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任の状況
- 三 エネルギーの使用量
- 四 エネルギーを消費する設備の状況

2 経済産業大臣は、法第百六十六条第二項の規定により、その職員に、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第百六十六条第三項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の状況その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する事項

2 主務大臣は、法第百六十六条第三項の規定により、その職員に、特定事業者等が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並

2 経済産業大臣は、法第百六十二条第二項の規定により、その職員に、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第百六十二条第三項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況

二 エネルギーを消費する設備の状況

三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 主務大臣は、法第百六十二条第三項の規定により、その職員に、特定事業者等が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関

びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十六条 国土交通大臣は、法第六十六条第六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（次項において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三 （略）

2 国土交通大臣は、法第六十六条第六項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十七条 国土交通大臣は、法第六十六条第七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨物輸送事業者、管理関係貨物輸送事業者、法第三十八條第一項の認定を受けた貨物輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨物輸送事業者及び管理関係貨物輸送事業者を除く。）又は特定航空輸送事業者（次項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

係書類を検査させることができる。

第二十六条 国土交通大臣は、法第六十二条第六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（次項において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 貨物又は旅客の輸送の状況

二 第十条の表の中欄若しくは第十四条の表の中欄に掲げる輸送能力又は第十六条第一項に規定する輸送能力及びこれらの見込み

三 輸送用機械器具の状況

2 国土交通大臣は、法第六十二条第六項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十七条 国土交通大臣は、法第六十二条第七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨物輸送事業者、管理関係貨物輸送事業者、法第三十四条第一項の認定を受けた貨物輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨物輸送事業者及び管理関係貨物輸送事業者を除く。）又は特定航空輸送事業者（次項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する事項

2 国土交通大臣は、法第百六十六條第七項の規定により、その職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十八條 経済産業大臣は、法第百六十六條第八項の規定により、荷主に対し、当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 経済産業大臣は、法第百六十六條第八項の規定により、その職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十九條 主務大臣は、法第百六十六條第九項の規定により、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第百二十一条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び

一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況
二 輸送用機械器具の状況
三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 国土交通大臣は、法第百六十二条第七項の規定により、その職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十八條 経済産業大臣は、法第百六十二条第八項の規定により、荷主に対し、当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送の状況
二 第十二條第一項に規定する輸送量及びその見込み

2 経済産業大臣は、法第百六十二条第八項の規定により、その職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十九條 主務大臣は、法第百六十二条第九項の規定により、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第百十七條第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び

び管理関係荷主を除く。) (以下この条において「特定荷主等」という。) に対し、当該特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する事項

2 主務大臣は、法第百六十六條第九項の規定により、その職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十條 経済産業大臣(自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。)は、法第百六十六條第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等(特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。)に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

2 経済産業大臣は、法第百六十六條第十項の規定により、その

管理関係荷主を除く。) (以下この条において「特定荷主等」という。) に対し、当該特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況

二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 主務大臣は、法第百六十二條第九項の規定により、その職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十條 経済産業大臣(自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。)は、法第百六十二條第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等(特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。)に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量

二 エネルギー消費効率又は寄与率及びその向上に関する事項

三 エネルギー消費効率又は寄与率に関する表示の状況

2 経済産業大臣は、法第百六十二條第十項の規定により、その

職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第百六十六条第十項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三（略）

4 経済産業大臣は、法第百六十六条第十項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（手数料）

第三十一条 法第百六十七条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、法第百六十二条第十項の規定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量

二 熱損失防止性能及びその向上に関する事項

三 熱損失防止性能に関する表示の状況

4 経済産業大臣は、法第百六十二条第十項の規定により、その職員に、特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（手数料）

第三十一条 法第百六十三条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	<p>一〜四 (略)</p> <p>五 法第二十一条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>六 法第二十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>七 法第二十六条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>八 法第三十三条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p>	金額
		(略)

納めなければならない者	<p>一 法第九条第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>二 法第九条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>三 法第十二条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>四 法第十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>五 法第二十条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>六 法第二十三条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>七 法第二十五条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p> <p>八 法第三十一条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者</p>	金額
		一万七千円

九 法第三十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
十 法第三十八条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
十一 法第四十五条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
十二 法第四十七条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
十三 （略）	（略）
十四 法第五十五条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者	四千八百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報
九 法第三十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
十 法第三十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
十一 法第四十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
十二 法第四十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
十三 エネルギー管理士試験を受けようとする者	一万七千円
十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者	四千八百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報

<p>十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p>	<p>処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。)による場合にあつては、三千九百五十円)</p> <p>(略)</p>
-----------------------------	--

(権限の委任)

第三十二条 法第七条第一項及び第三項から第六項まで、第八条第三項、第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十九条第一項から第四項まで、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第一項から

<p>十五 エネルギー管理士免状の交付を受けようとする者</p> <p>十六 エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。)による場合にあつては、三千九百五十円)</p> <p>三千五百円(電子申請による場合にあつては、二千六百五十円)</p> <p>二千二百五十円(電子申請による場合にあつては、千四百円)</p>
--	--

(権限の委任)

第三十二条 法第七条第一項及び第三項から第六項まで、第八条第三項、第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十八条第一項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十一条第一項から第三項まで、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十四條第一項から第

第四項まで、第二十六条第三項、第三十一条第一項及び第二項、第三十二条第三項、第三十三条第三項、第三十四条第一項から第三項まで、第三十五条第二項、第三十六条第三項、第三十七条第一項から第四項まで、第三十八条第三項、第四十三条第一項から第三項まで、第四十四条第二項、第四十五条第三項、第四十六条第一項から第四項まで、第四十七条第三項、第一百零三条第一項から第五項まで、第一百零七条第一項及び第二項並びに第一百六十六条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に、法第五十条第一項及び第四項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十一条第一項から第三項まで、第一百零一条第一項及び第四項（法第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第二百二十二条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限（連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が法第三十一条第一項及び第二項並びに第一百七十条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第五十条第一項及び第四項、第五十一条第一項から第三項まで、第一百零一条第一項及び第四項並びに第二百二十二条第一項から第三項

第四項まで、第二十五条第三項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、第三十一条第三項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第二項、第三十四条第三項、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第三項、第四十条第一項から第三項まで、第四十一条第二項、第四十二条第三項、第四十三条第一項から第四項まで、第四十四条第三項、第一百零九条第一項から第五項まで、第一百十三条第一項及び第二項並びに第一百零二条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に、法第四十六条第一項及び第四項（法第四十七条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十七条第一項から第三項まで、第一百零七条第一項及び第四項（法第一百零八条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第一百零八条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限（連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が法第二十九条第一項及び第二項並びに第一百十三条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条第一項から第三項まで、第一百零七条第一項及び第四項並びに第一百零八条第一項から第三項までの規定に基

までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

- 2 法第百四条、第二百二十八条並びに第六十六條第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）、法第百五条、第六條、第七條第一項、第八條第一項から第三項まで、第九條、第十條、第十一條、第十二條第一項から第三項まで、第十三條、第十四條、第十五條、第三十六條第一項、第三十七條第一項から第三項まで及び第四十一條の規定に基づく国土交通大臣の権限並びに法第百三十八條第一項及び第四項（法第百三十九條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第百三十九條第一項から第三項までの規定に基づく国土交通大臣の権限（貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所が一の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客輸送連携省エネルギー措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四條第一項第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第百三十四條の規定に基づく権限、法第百三十八條第一項及び第四項並びに第百三十九條第一項から第三項までの規定に基づく権限並びに法第百六十六條第七項の規定に基づく権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）を自ら行うことを妨げない。
- 3 法第六條、第十五條第一項及び第二項、第十六條第一項、第

づく権限を自ら行うことを妨げない。

- 2 法第百條、第二百二十四條並びに第六十二條第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）、法第百一條、第二條、第三條第一項、第四條第一項及び第二項、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條第一項及び第二項、第十三條、第十四條並びに第三十七條の規定に基づく国土交通大臣の権限並びに法第百三十四條第一項及び第四項（法第百三十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第百三十五條第一項から第三項までの規定に基づく国土交通大臣の権限（貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所が一の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客輸送連携省エネルギー措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四條第一項第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第百三十條の規定に基づく権限、法第百三十四條第一項及び第四項並びに第百三十五條第一項から第三項までの規定に基づく権限並びに法第百六十二條第七項の規定に基づく権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）を自ら行うことを妨げない。
- 3 法第六條、第十五條第一項、第十六條第一項、第十七條第一

十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百十二条、第一百四十四条、第一百五十五条第一項、第一百六条第一項から第三項まで、第一百八条、第一百九条第一項、第二百二十条第一項から第三項まで、第二百二十四条並びに第二百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第六十六条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	(略)
地方支分部局の長	(略)

項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十八条、第一百十条、第一百十一条第一項、第一百十二条第一項及び第二項、第一百四十四条、第一百五十五条第一項、第一百六条第一項及び第二項、第二百二十条並びに第二百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第六十二条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	財務大臣の権限
地方支分部局の長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）若しくは国税局長又は特定連鎖事業者等が設置している工場等（特定連鎖事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場

(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

国土交通大臣の権	限 経済産業大臣の権	限 農林水産大臣の権	限 厚生労働大臣の権	
工場等を設置している者若しくは荷主	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務所長	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方厚生局長	等を含む。以下この表において同じ。 （）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長

(略)	
(略)	

4 法第六条、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条第一項から第四項ま

環境大臣の権限	限
工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方環境事務所長	の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）若しくは地方航空局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長若しくは地方航空局長

4 法第六条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八

で、第三十条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百二十二条、第一百四十四条、第一百五十五条第一項、第一百六十六条第一項から第三項まで、第一百八十八条、第一百九十九条第一項、第二百二十条第一項から第三項まで、第二百二十四条並びに第二百六十六条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は特定事業者等が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の所在地を管轄する財務局長に委任されるものとする。ただし、金融庁長官が法第六十六条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十八条、第一百十条、第一百一十一条第一項、第一百十二条第一項及び第二項、第一百四十四条、第一百五十五条第一項、第一百六十六条第一項及び第二項、第二百二十条並びに第二百六十二条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は特定事業者等が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の所在地を管轄する財務局長に委任されるものとする。ただし、金融庁長官が法第六十二条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）（第二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一 揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス及びビークス</p>	<p>第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入すること。</p>
<p>（製造に準ずる行為） 第二条（略）</p>	<p>第一条 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号。以下「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品及びビークスとする。</p>	<p>（製造に準ずる行為） 第二条 法第二条第一項第三号の政令で定める行為は、次の表の上欄に掲げる燃料製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第一条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品及びビークスとする。</p>
<p>（燃料製品） 第一条 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令</p>	<p>エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令</p>	<p>（燃料製品） 第一条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令</p>	<p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令</p>

(略)

(略)

(原油等から製造される燃料)

第三条 法第二条第二項のその他政令で定めるものは、アンモニアとする。

2| 法第二条第二項に規定する原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭から製造される燃料であつて政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油アスファルト、石油コークス、可燃性天然ガス製品、コークス、コールタール及びコークス炉ガスとする。

(再生可能エネルギー源)

第四条 (略)

二 可燃性天然ガス製品

第三者に委託して製造すること。

(原油等から製造される燃料)

第三条 (新設)

法第二条第二項の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽油、重油、石油アスファルト、石油コークス、可燃性天然ガス製品、コークス、コールタール、コークス炉ガス及び水素(原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。)とする。

(再生可能エネルギー源)

第四条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前二号に掲げるものを除く。)
- 七 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。))をいう。

(特定エネルギー供給事業者が行う事業)

第五条 (略)

第六条 (特定燃料製品供給事業者が行う事業)
法第二条第八項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業であつて、可燃性天然ガス(液化したものに限る。第十条第一号及び第十一条第一号において同じ。)を原料として可燃性天然ガス

(特定エネルギー供給事業者が行う事業)

第五条 法第二条第七項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業、同項第八号に規定する一般送配電事業又は同項第十二号に規定する特定送配電事業
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第五項に規定する一般ガス導管事業であつて、可燃性天然ガス製品の製造(法第二条第一項第三号に規定する製造(可燃性天然ガス製品に係るものに限る。))をいい、第三者から受託して製造することを除く。第七条第二号及び第八条第二号において同じ。)をして供給するもの
- 三 揮発油の製造(法第二条第一項第三号に規定する製造(揮発油に係るものに限る。))をいい、第三者から受託して製造すること及び第三者から受託して輸入することを除く。第七条第三号及び第八条第三号において同じ。)をして供給する事業

(特定燃料製品供給事業者が行う事業)

第六条 法第二条第八項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業であつて、可燃性天然ガス(液化したものに限る。第九条第一号及び第十条第一号において同じ。)を原料として可燃性天然ガス製

製品の製造をして供給するもの

二 揮発油、灯油、軽油又は重油（第十条第二号及び第十一条第二号において「揮発油等」という。）の製造をして供給する事業

（供給する電気等の供給量の要件）

第七条（略）

品の製造をして供給するもの

二 揮発油、灯油、軽油又は重油（第九条第二号及び第十条第二号において「揮発油等」という。）の製造をして供給する事業

（供給する電気等の供給量の要件）

第七条 法第七条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第一号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその供給する電気（他の電気事業者（法第二条第一項第一号に規定する電気事業者をいう。次条第一号において同じ。）に供給したものを除く。）の供給量が五億キロワット時以上であること。

二 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第二号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が九百億メガジュール以上であること。

三 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第三号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその製造し供給する揮発油の供給量が六十万キロリットル以上であること。

（供給する電気等の供給量の算定方法）

第八条（略）

（供給する電気等の供給量の算定方法）

第八条 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定する同条第一項の前事業年度における供給する電気又は製造し供給する燃料製品の供給量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

(他の者から調達する電気の量の要件)

第九条 法第十条の政令で定める要件は、前事業年度における他の者から調達する電気の量が当該前事業年度におけるその供給する電気の供給量を二で除して得た量以上であることとする。

(使用する化石エネルギー原料の数量の要件)

第十条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(使用する化石エネルギー原料の数量の算定方法)

れ当該各号に定める数量とする。

- 一 電気 当該前事業年度における供給する電気の供給量から当該前事業年度における他の電気事業者に供給する電気の供給量を減じた量
- 二 可燃性天然ガス製品 当該前事業年度における製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量
- 三 揮発油 当該前事業年度における製造し供給する揮発油の供給量

(新設)

(使用する化石エネルギー原料の数量の要件)

第九条 法第十一条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特定燃料製品供給事業者のうち第六条第一号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその使用する可燃性天然ガスの数量が百二十万トン以上であること。
- 二 特定燃料製品供給事業者のうち第六条第二号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその使用する原油その他の揮発油等の原料(次条第二号において「原油等」という。)の数量が三百万キロリットル以上であること。

(使用する化石エネルギー原料の数量の算定方法)

第十一条 法第十三条第二項の政令で定めるところにより算定する同条第一項の前事業年度における使用する化石エネルギー原料の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一・二 (略)

(報告及び立入検査)

第十二条 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により、特定エネルギー供給事業者に対し、次の事項に関し報告させることができる。

一 (略)

二 非化石エネルギー源の利用量又は電気のエネルギー源として利用した化石燃料の量であつて法第二条第四項に規定する措置に係るもの、エネルギー源の環境適合利用に関する設備の状況、再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法に関する事項その他のエネルギー源の環境適合利用に関する事項

2 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により、その職員に、特定エネルギー供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち入り、電気の供給又は燃料製品の製造及び供給に関する設備

第十条 法第十一条第二項の政令で定めるところにより算定する同条第一項の前事業年度における使用する化石エネルギー原料の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一 可燃性天然ガス 当該前事業年度における可燃性天然ガス製品の製造に使用する可燃性天然ガスの数量
二 原油等 当該前事業年度における揮発油等の製造に使用する原油等の数量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した数量を合算した数量

(報告及び立入検査)

第十一条 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、特定エネルギー供給事業者に対し、次の事項に関し報告させることができる。

一 電気の供給又は燃料製品の製造（法第二条第一項第三号に規定する製造をいう。次項において同じ。）及び供給に関する事項

二 非化石エネルギー源の利用量、非化石エネルギー源の利用に関する設備の状況、再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法に関する事項その他の非化石エネルギー源の利用に関する事項

2 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、その職員に、特定エネルギー供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち入り、電気の供給又は燃料製品の製造及び供給に関する設備

並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第十三条 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により、特定燃料製品供給事業者に対し、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 経済産業大臣は、法第十七条第一項の規定により、その職員に、特定燃料製品供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち入り、燃料製品の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第十二条 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、特定燃料製品供給事業者に対し、次の事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 経済産業大臣は、法第十五条第一項の規定により、その職員に、特定燃料製品供給事業者の事務所、工場又は事業場に立ち入り、燃料製品の製造及び供給に関する設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

改正案	現行
<p>1 鉱業法第六条の二の鉱物及び同法第七十条の三の特定鉱物を定める政令</p> <p>1 鉱業法第六条の二の政令で定める鉱物は、次に掲げる鉱物とする。</p> <p>一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、アンチモン鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石</p> <p>二 (略)</p> <p>三 希土類金属鉱及びアスファルト</p> <p>2 鉱業法第七十条の三の政令で定める特定鉱物は、特定鉱物のうち、海底又はその下に存在するものとする。</p>	<p>鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令</p> <p>る。</p> <p>1 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石</p> <p>二 (略)</p> <p>三 アスファルト (新設)</p>

改正案	現行
<p>（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）</p> <p>第四条 法第二十八条の五十三第三項の政令で定める額は、千二百億円とする。</p> <p>（機関債の発行の認可）</p> <p>第二十一条 推進機関は、法第二十八条の五十三第一項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第四十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第百六条第六項の規定により経済産業大臣が自家用電気工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用若しくは蓄電用の自家用電気工作物における発電若しくは放電又はその発電若しくは放電による電気の供給に関する事項</p>	<p>（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）</p> <p>第四条 法第二十八条の五十二第三項の政令で定める額は、千二百億円とする。</p> <p>（機関債の発行の認可）</p> <p>第二十一条 推進機関は、法第二十八条の五十二第一項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第四十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第百六条第六項の規定により経済産業大臣が自家用電気工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物における発電又はその発電による電気の供給に関する事項</p>

四 (略)
4・5 (略)

(権限の委任)
第四十六条 (略)

2 法第百十四条第二項に規定する権限は、次に掲げるものを除き、委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百六条第八項及び第七十七条第六項の規定による権限（法第二十八条の十四第一項、第二十八条の十五、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項から第三項まで、第二十八条の五十三第一項及び第六項並びに第二十八条の五十七の規定に関するものを除く。）

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十八号から第四十号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

(略)	(略)
十 法第二十七条の二十七第一項、第三項及び第四項並びに法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第二項、第二	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長

四 (略)
4・5 (略)

(権限の委任)
第四十六条 (略)

2 法第百十四条第二項に規定する権限は、次に掲げるものを除き、委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百六条第八項及び第七十七条第六項の規定による権限（法第二十八条の十四第一項、第二十八条の十五、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項から第三項まで、第二十八条の五十二第一項及び第六項並びに第二十八条の五十六の規定に関するものを除く。）

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十八号から第四十号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

(略)	(略)
十 法第二十七条の二十七第一項及び第三項並びに法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第二項、第二十七条の	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長

<p>十七条の二第二項、第二十七条の三及び第二十七条の二十五の規定に基づく権限であつて、発電事業者のうちその事業の用に供する発電等用電気工作物(法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。以下この号において同じ。)についてその出力の合計が二百万キロワット以下であり、かつ、当該発電等用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものであるものに関するもの</p>	(略)
<p>十二 法第二十八条の三の規定に基づく権限(同条第一項の接続に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
(略)	(略)

<p>二第二項、第二十七条の三及び第二十七条の二十五の規定に基づく権限であつて、発電事業者のうちその事業の用に供する発電用の電気工作物についてその出力の合計が二百万キロワット以下であり、かつ、当該発電用の電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものであるものに関するもの</p>	(略)
<p>十二 法第二十八条の三の規定に基づく権限(同条第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長</p>
(略)	(略)

4

(略)

4

(略)

改正案	現行
<p>（商品の指定）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第二号の政令で定める鉍物は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六（削る）</p> <p>六十三（略）</p>	<p>（商品の指定）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第二号の政令で定める鉍物は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 希土類金属鉍</p> <p>七十三（略）</p>

○首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合）</p> <p>第九条 法第三十三条の二に規定する政令で定める場合は、当該都市開発区域の指定の日から起算して五年（当該区域が当該期間内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間）内に一の工業生産設備（ガスの製造又は発電若しくは蓄電に係る設備を含む。）で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が十億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が五十人を超えるものを新設し、又は増設した者について、当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地（当該都市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。以下同じ。）の取得に対して課する不動産取得税又は当該新設し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対して課する固</p>	<p>（地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合）</p> <p>第九条 法第三十三条の二に規定する政令で定める場合は、当該都市開発区域の指定の日から起算して五年（当該区域が当該期間内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間）内に一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が十億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が五十人を超えるものを新設し、又は増設した者について、当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地（当該都市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日から起算して一年以内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。以下同じ。）の取得に対して課する不動産取得税又は当該新設し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対して課する固定資産税につ</p>

。定資産税について不均一課税をすることとしている場合とする

いて不均一課税をすることとしている場合とする。

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十二 （略）</p> <p>二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>二十四～三十四 （略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十二 （略）</p> <p>二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（<u>発電の用に供する電気工作物の設置を除く。</u>）又は管理に係る行為</p> <p>二十四～三十四 （略）</p>

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第六条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>二十四～三十四（略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第六条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（<u>発電の用に供する電気工作物の設置を除く。</u>）又は管理に係る行為</p> <p>二十四～三十四（略）</p>

改正案	現行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜二十七（略）</p> <p>二十八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>二十九〜三十九（略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜二十七（略）</p> <p>二十八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>二十九〜三十九（略）</p>

○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行為の制限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）若しくは基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十三年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の</p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）若しくは基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に</p>

設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

改正案	現行
<p>（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車</p>	<p>（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれ</p>

場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

があると認めて条例で定めるものを除く。）

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

(略)	三	(略)
(略)	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	(略)
(略)	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したものである者 一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者 三 八 (略)	(略)

(略)	三	(略)
(略)	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	(略)
(略)	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したものである者 一 保安技術管理者等 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者 三 八 (略)	(略)

改正案	現行
<p>（一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量）</p> <p>第四条 法第七条第一項第二号に掲げる電力量として政令で定めるところにより計量した電力量は、毎月の計量日（この項の規定により電力量を計量する日をいう。以下同じ。）において、一般送配電事業者等の発電所、営業所、事務所その他の場所における電気の需要設備（発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び蓄電用の設備並びにこれらの設備の運転に直接必要な設備を除く。）において前回の計量日における計量の時（新たに使用を開始した当該需要設備において使用した電気に係る電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を最初に計量する場合にあつては、当該需要設備において最初に電気の使用を開始する時とし、当該需要設備において使用した電気に係る前月分の電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を次項の規定により計算している場合にあつては、当該電力量の計算期間の終了の日の経過する時とする。）から当該毎月の計量日における計量の時までの間に使用した電力量につき、当該電気の電力量を計量するために設けられた電力量計により計量した電力量とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量）</p> <p>第四条 法第七条第一項第二号に掲げる電力量として政令で定めるところにより計量した電力量は、毎月の計量日（この項の規定により電力量を計量する日をいう。以下同じ。）において、一般送配電事業者等の発電所、営業所、事務所その他の場所における電気の需要設備（発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備を除く。）において前回の計量日における計量の時（新たに使用を開始した当該需要設備において使用した電気に係る電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を最初に計量する場合にあつては、当該需要設備において最初に電気の使用を開始する時とし、当該需要設備において使用した電気に係る前月分の電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を次項の規定により計算している場合にあつては、当該電力量の計算期間の終了の日の経過する時とする。）から当該毎月の計量日における計量の時までの間に使用した電力量につき、当該電気の電力量を計量するために設けられた電力量計により計量した電力量とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第十号から第十六号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号。以下「省エネルギー令」という。）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。）<u>第一百五</u>条第二項に規定する特定貨物輸送事業者</p> <p>三 省エネルギー法<u>第百十三</u>条第二項に規定する特定荷主</p> <p>四 省エネルギー法<u>第百十七</u>条第二項に規定する認定管理統括</p>	<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第十号から第十六号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号。以下「省エネルギー令」という。）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。）<u>第百一</u>条第二項に規定する特定貨物輸送事業者</p> <p>三 省エネルギー法<u>第百九</u>条第二項に規定する特定荷主</p> <p>四 省エネルギー法<u>第百十三</u>条第二項に規定する認定管理統括</p>

荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第百三条第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの

五 省エネルギー法第百十七条第二項第二号に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの

六 省エネルギー法第百二十九条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

七 省エネルギー法第百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

八 省エネルギー法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

九 省エネルギー法第百四十三条第三項に規定する特定航空輸送事業者

十 十六（略）

荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第九十九条第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの

五 省エネルギー法第百十三条第二項第二号に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの

六 省エネルギー法第百二十五条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

七 省エネルギー法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

八 省エネルギー法第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

九 省エネルギー法第百三十九条第三項に規定する特定航空輸送事業者

十 二酸化炭素（エネルギー）（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴つて発

生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十一 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十二 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十三 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十四 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であ

つて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十五 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十六 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第八条 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者(次

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第八条 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第三十一条第二項に規定

する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第一項</u>（同法第五十二条第一項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）<u>、同法第二十八条第一項</u>（同法第五十二条第二項）の規定により読み替</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第一項</u>（同法第五十二条第一項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）<u>、同法第二十八条第一項</u>（同法第五十二条第二項）の規定により読み替</p>

項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第一項</u>（同法第四十八条第一項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第一項</u>（同法第四十八条第一項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下</p>

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	
<p>当該報告に係る 事項</p>	
<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー</p>	<p>えて適用する場合を 含む。以下同じ。）又は 同法第四十条第一項（ 同法第五十二条第三項 の規定により読み替え て適用する場合を含む 。以下同じ。）の規定 による報告については 、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化 炭素の排出量に係る事 項（同法第三十一条第 二項に規定する認定管 理統括事業者（次項に おいて単に「認定管理 統括事業者」という。 ）にあつては、当該者 に係る事項に限る。） 及び主務省令で定める 事項）</p>

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	
<p>当該報告に係る 事項</p>	
<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー</p>	<p>同じ。）又は同法第三 十八条第一項（同法第 四十八条第三項の規定 により読み替えて適用 する場合を含む。以下 同じ。）の規定による 報告については、エネ ルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素の 排出量に係る事項（同 法第二十九条第二項に 規定する認定管理統括 事業者（次項において 単に「認定管理統括事 業者」という。）にあ つては、当該者に係る 事項に限る。）及び主 務省令で定める事項）</p>

	第二十八条第 二項第二号
	当該報告に係る 事項（当該事項
<p>の使用する合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第 十六条第一項、第二十 八条第一項又は第二十 八条第一項の規定による 報告については、エネ ルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素の 排出量に係る事項（認 定管理統括事業者にあ つては、当該者に係る 事項に限る。）及び主 務省令で定める事項）</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第 十六条第一項、第二十 八条第一項又は第二十 八条第一項の規定による</p>

	第二十八条第 二項第二号
	当該報告に係る 事項（当該事項
<p>の使用する合理化等に 関する法律第十六条第 一項、第二十七条第一 項又は第三十八条第一 項の規定による報告に ついては、エネルギー</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化等に 関する法律第十六条第 一項、第二十七条第一 項又は第三十八条第一 項の規定による報告に ついては、エネルギー</p>

(略)	
(略)	報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

2

法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

同条第一項	
前条第一項	の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

2

法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第一項	前条第一項の規定による報告と	主務省令で
----------	----------------	-------

	第二十八条第一項	
	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号） <u>第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項</u> の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（ <u>同法第三十一条第二項</u> に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る事項に

	第二十八条第一項	
	当該報告に係る事項	併せて、主務省令で 当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号） <u>第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項</u> の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（ <u>同法第二十九条第二項</u> に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事

第二十八条第二項	第二十八条第二項第一号及び第三号	
事項(当該事項に係る)	当該報告に係る事項	
第三十四条第一項の規	当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項)	限る。)及び主務省令で定める事項)

第二十八条第二項	第二十八条第二項第一号及び第三号	
事項(当該事項に係る)	当該報告に係る事項	
第三十四条第一項の規	当該報告に係る事項(第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。)及び主務省令で定める事項)	項)

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>

第三十二条第一項		
第二十六条第一項及び第三項	同条第一項	
第二十九条第一項及び第三項	前条第一項	<p>定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七十条第一項（同法第四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第三十一条第一項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第三十六條第一項（同法第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで及び第六十四條の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十八條第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四
----------	-----------	--

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十三條第一項（同法第三十六條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）、同法第二十七條第一項（同法第三十六條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）、同法第三十二條第一項（同法第三十六條第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）又は同法第四十一條第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで及び第六十四條の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十八條第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九號）第三十三條第一項（同法
----------	-----------	---

十九号) 第一百七十七条第一項(同法第四百四十条第一項)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、同法第三百三十一条第一項(同法第四百四十条第二項)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、同法第三百三十六条第一項(同法第四百四十条第三項)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、又は同法第四百十五条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(同法第三百三十四条第二項)に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」

第三百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、同法第三百二十七条第一項(同法第三百三十六条第二項)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、同法第三百三十二条第一項(同法第三百三十六条第三項)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、又は同法第四百一条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項(同法第三百三十条第二項)に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)にあつては、当

	<p>第二十八条第二項第一号及び第三号</p>	<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項、第百三十一条第一項、第百三十六條第一項又は第百四十五條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
--	-------------------------	------------------	--

	<p>第二十八条第二項第一号及び第三号</p>	<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三條第一項、第百二十七條第一項、第百三十二條第一項又は第百四十一條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
--	-------------------------	------------------	--

		第二十八条第 二項第二号	当該報告に係る 事項（当該事項
(略)			
(略)			当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第 百七条第一項、第三百 十一条第一項、第三百 十六条第一項又は第百 四十五条第一項の規定 による報告については 、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化 炭素の排出量に係る事 項（認定管理統括貨客 輸送事業者にあつては 、当該者に係る事項に 限る。）及び主務省令 で定める事項とし、こ れらの事項

		第二十八条第 二項第二号	当該報告に係る 事項（当該事項
同条第一項			
前条第一項			当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化等に 関する法律第百三条第 一項、第百二十七条第 一項、第百三十二条第 一項又は第百四十一条 第一項の規定による報 告については、エネル ギーの使用に伴って発 生する二酸化炭素の排 出量に係る事項（認定 管理統括貨客輸送事業 者にあつては、当該者 に係る事項に限る。） 及び主務省令で定める 事項とし、これらの事 項

法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第一百五十一条（同法第二百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十五条第一項（同法第二百二十三条第一項の規定により</p>
----------	-----------	--

法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百一十一条第一項（同法第二百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百五十一条第一項（同法第二百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十一条第一項（同法第二百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
----------	-----------	---

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	
<p>当該報告に係る 事項</p>	
<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー</p>	<p>読み替えて適用する場 合を含む。以下同じ。 ）又は同法第百十九条 第一項（同法第百二十 三条第二項の規定によ り読み替えて適用する 場合を含む。以下同じ 。）の規定による報告 については、エネルギ ーの使用に伴って発生 する二酸化炭素の排出 量に係る事項（同法第 百十七条第二項に規定 する認定管理統括荷主 （次項において単に「 認定管理統括荷主」と いう。）にあつては、 当該者に係る事項に限 る。）及び主務省令で 定める事項）</p>

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	
<p>当該報告に係る 事項</p>	
<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー</p>	<p>以下同じ。）又は同法 第百十五条第一項（同 法第百十九条第二項の 規定により読み替えて 適用する場合を含む。 以下同じ。）の規定に よる報告については、 エネルギーの使用に伴 って発生する二酸化炭 素の排出量に係る事項 （同法第百十三条第二 項に規定する認定管理 統括荷主（次項におい て単に「認定管理統括 荷主」という。）にあ つては、当該者に係る 事項に限る。）及び主 務省令で定める事項）</p>

	<p>第二十八条第 二項第二号</p>
	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>
<p>の使用する合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第 百十五条第一項又は第 百十九条第一項の規定 による報告については 、エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化 炭素の排出量に係る事 項（認定管理統括荷主 にあつては、当該者に 係る事項に限る。）及 び主務省令で定める事 項）</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第 百十五条第一項又は第 百十九条第一項の規定 による報告については</p>

	<p>第二十八条第 二項第二号</p>
	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>
<p>の使用する合理化等に 関する法律第百十一条 第一項又は第百十五条 第一項の規定による報 告については、エネル ギーの使用に伴って発 生する二酸化炭素の排 出量に係る事項（認定 管理統括荷主にあつて は、当該者に係る事項 に限る。）及び主務省 令で定める事項）</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第一項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化等に 関する法律第百十一条 第一項又は第百十五条 第一項の規定による報 告については、エネル ギーの使用に伴って発</p>

5

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
(略)	、エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

第二十八条第

当該報告に係る

当該報告に係る事項（

5

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同条第一項	
前条第一項	生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

第二十八条第

当該報告に係る

当該報告に係る事項（

	<p style="text-align: right;">一 項</p>
	<p style="text-align: right;">事 項</p>
	<p>第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

	<p style="text-align: right;">一 項</p>
	<p style="text-align: right;">事 項</p>
	<p>第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>第二十八条第 二項第二号</p> <p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>
<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第</p>

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>第二十八条第 二項第二号</p> <p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>
<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化等に 関する法律第三十八条</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化等に 関する法律第三十八条</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化等に 関する法律第三十八条</p>

(略)	(略)	(略)		(略)	<p>四十条第一項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>6 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					

第二十七条第二項	前条第一項の規定による報告と	主務省令で		同条第一項	<p>前条第一項</p> <p>告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>6 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					

	第二十八条第一項	
	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条第三項の規定による報告については、同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

	第二十八条第一項	
	当該報告に係る事項	併せて、主務省令で 当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十二条第三項の規定による報告については、同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第 八十六条第三項の規定 による報告については 、管理関係事業者であ って特定排出者である もののエネルギーの使 用に伴って発生する二 酸化炭素の排出量に係 る事項及び主務省令で 定める事項）</p>
<p>第二十八条第 二項第二号</p>	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化及び 非化石エネルギーへの</p>

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化等に 関する法律第八十二条</p>
<p>第二十八条第 二項第二号</p>	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化等に 関する法律第八十二条</p>

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

7 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭

第三十二条第一項		
第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九条第一項及び第三項	同条第一項	
第二十九条第一項及び第三項	前条第一項	第三項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

7 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六

素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項
当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号） <u>第一百九条第一項（同法第二百三十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第七十条第二項第二号に規定する管理関係荷主（次項において単に「管</u>	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号） <u>第一百九条第一項（同法第二百三十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第七十条第二項第二号に規定する管理関係荷主（次項において単に「管</u>

条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項
当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号） <u>第一百五十一条（同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十三条第二号に規定する管理関係荷主（次項において単に「管理関係荷主」という。）であつて</u>	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号） <u>第一百五十一条（同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十三条第二号に規定する管理関係荷主（次項において単に「管理関係荷主」という。）であつて</u>

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第 百十九条第一項の規定 による報告については 、管理関係荷主であつ て特定排出者であるも のエネルギーの使用 に伴って発生する二酸 化炭素の排出量に係る 事項及び主務省令で定 める事項）</p>
		<p>理関係荷主」という。 ）であつて特定排出者 であるもののエネルギ ーの使用に伴って発生 する二酸化炭素の排出 量に係る事項及び主務 省令で定める事項）</p>

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギ ーの使用の合理化等に 関する法律第百十五条 第一項の規定による報 告については、管理関 係荷主であつて特定排 出者であるもののエネ ルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素の 排出量に係る事項及び 主務省令で定める事項 ）</p>
		<p>特定排出者であるもの のエネルギーの使用に 伴って発生する二酸化 炭素の排出量に係る事 項及び主務省令で定め る事項）</p>

8

	<p>第二十八条第 二項第二号</p>	<p>当該報告に係る 事項(当該事項)</p>	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十九条第一項の規定による報告については、管理関係荷主であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る

8

	<p>第二十八条第 二項第二号</p>	<p>当該報告に係る 事項(当該事項)</p>	<p>当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者の</p>
<p>同条第一項</p>	<p>前条第一項</p>		<p>当該報告に係る事項(第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項の規定による報告については、管理関係荷主であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者の

事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第三百二十六条第一項（同法第四百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百四十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客</u></p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第三百二十六条第一項（同法第四百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百四十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客</u></p>

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第三百二十二条第一項（同法第三百二十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（次項において単に</u></p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第三百二十二条第一項（同法第三百二十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（次項において単に</u></p>

	<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>
	<p>当該報告に係る 事項</p>
<p>輸送事業者（次項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項の規定による報告については、管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び</p>

	<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>
	<p>当該報告に係る 事項</p>
<p>「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項の規定による報告については、管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>

別表第七（第五条―第七条関係）

		第二十八条第 二項第二号	
(略)		当該報告に係る 事項（当該事項	
(略)		当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化及び 非化石エネルギーへの 転換等に関する法律第 百三十六条第一項の規 定による報告について は、管理関係貨客輸送 事業者であつて特定排 出者であるもののエネ ルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素の 排出量に係る事項及び 主務省令で定める事項 とし、これらの事項	主務省令で定める事項 ）

別表第七（第五条―第七条関係）

		第二十八条第 二項第二号	
同条第一項		当該報告に係る 事項（当該事項	
前条第一項		当該報告に係る事項（ 第三十四条第二項の規 定により第二十六条第 一項の規定による報告 とみなされるエネルギー の使用の合理化等に 関する法律第百三十二 条第一項の規定による 報告については、管理 関係貨客輸送事業者で あつて特定排出者であ るもののエネルギーの 使用に伴って発生する 二酸化炭素の排出量に 係る事項及び主務省令 で定める事項とし、こ れらの事項	

六	(略)	
六	(略)	<p>環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)</p> <p>に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量(削る)</p>

六	(略)	
六	(略)	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出</p>

(削る)

量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量(トン)で表した量をいう。

()に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料(廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。)ごとに、算定排出量算

一	別表第八（第五条―第七条関係）	
		燃料（廃棄物燃
		次に掲げる量を合算し

一	別表第八（第五条―第七条関係）	
		燃料（廃棄物燃
		次に掲げる量を合算し

定期間においてその本来の用途に従って使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一方該単位当たりの使用に伴い排出されるト_ンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

料を除く。)の
使用又は電気炉
における電気の
使用

て得られる量
イ 燃料を燃焼の用に
供する施設及び機械
器具(以下イにおい
て「施設等」という
。)で環境省令・経
済産業省令で定める
ものごとに廃棄物燃
料(廃棄物を原材料
とする燃料をいう。
以下同じ。)以外の
燃料で環境省令・経
済産業省令で定める
ものごとに、算定排
出量算定期間におい
てその本来の用途に
従って当該施設等に
おいて使用された当
該燃料の量(当該燃
料の区分に応じ、環
境省令・経済産業省
令で定める単位で表
した量をいう。)に
、当該区分に応じ当
該燃料の一当該単位
当たりのギガジュー

料を除く。)の
使用又は電気炉
における電気の
使用

て得られる量
イ 燃料を燃焼の用に
供する施設及び機械
器具(以下イにおい
て「施設等」という
。)で環境省令・経
済産業省令で定める
ものごとに廃棄物燃
料以外の燃料で環境
省令・経済産業省令
で定めるものごとに
、算定排出量算定期
間においてその本来
の用途に従って当該
施設等において使用
された当該燃料の量
(当該燃料の区分に
応じ、環境省令・経
済産業省令で定める
単位で表した量をい
う。)に、当該区分
に応じ当該燃料の一
当該単位当たりのギ
ガジュールで表した
発熱量として環境省
令・経済産業省令で

ルで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ (略)

定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表し

(略)	
(略)	
(略)	

(略)	
(略)	
(略)	<p>た量をいう。)に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第
二百五十二号）（第十二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関） 第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一〜三十六 （略） 三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの イ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電等用電気工作物（同項第五号に規定する発電等用電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電又は放電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）</p>	<p>（指定公共機関） 第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一〜三十六 （略） 三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの イ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）</p>

改正案	現行
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ 〳へ（略）</p> <p>ト 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電等用電気工作物（同項第五号に規定する発電等用電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電又は放電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）</p> <p>チ 〳ヨ（略）</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ 〳へ（略）</p> <p>ト 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されることが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）</p> <p>チ 〳ヨ（略）</p>

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電用若しくは蓄電用の施設（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）</p> <p>二 十（略）</p>	<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）</p> <p>二 十（略）</p>

改正案	現行
<p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第八十五条第三項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 エネルギーの使用の合理化又は電気の需要の最適化に資する設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金（次号に該当するものを除く。）の交付</p> <p>十 地域の特性に応じて可燃性天然ガス、石炭及び非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化若しくは電気の需要の最適化に資する設備の普及の促進のために行うモデル事業（以下この号において「モデル事業」という。）に要する費用に係る補助金、委託費若しくは利子補給金の交付又は地方公共団体若しくは特定民間団体（事業者、国民その他の者により構成される民間の団体であつて、可燃性天然ガス、石炭及び非化石エネルギーの利用の促進又はエネルギーの使用の合理化若しくは電気の需要の最適化を図ることを目的とするものをいう。以下この号において同じ。）が行うモデル事業に要する費用に充てるため当該地方公共団体若しくは特定民間団体に対して行う交付金の交付</p>	<p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 法第八十五条第三項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 エネルギーの使用の合理化又は電気の需要の平準化に資する設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金（次号に該当するものを除く。）の交付</p> <p>十 地域の特性に応じて可燃性天然ガス、石炭及び非化石エネルギーを利用する設備若しくはエネルギーの使用の合理化若しくは電気の需要の平準化に資する設備の普及の促進のために行うモデル事業（以下この号において「モデル事業」という。）に要する費用に係る補助金、委託費若しくは利子補給金の交付又は地方公共団体若しくは特定民間団体（事業者、国民その他の者により構成される民間の団体であつて、可燃性天然ガス、石炭及び非化石エネルギーの利用の促進又はエネルギーの使用の合理化若しくは電気の需要の平準化を図ることを目的とするものをいう。以下この号において同じ。）が行うモデル事業に要する費用に充てるため当該地方公共団体若しくは特定民間団体に対して行う交付金の交付</p>

8
·
9 十一

(略) (略)

8
·
9 十一

(略) (略)

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二（第七条の二関係）

別表第二（第七条の二関係）

七 二十 二十三	(略)	(略)	(略)
	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構法（平成 十四年法律第 九十四号）第 十一条第一項 第二十二号	法第三十四条の六 第一項第一号に掲 げる者に対する出 資並びに人的及び 技術的援助

七 二十 二十三	(略)	(略)	(略)
	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構法（平成 十四年法律第 九十四号）第 十一条第一項 第十九号	法第三十四条の六 第一項第一号に掲 げる者に対する出 資並びに人的及び 技術的援助

改正案	現行
<p>（参事官の職務） 第二百二十一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。</p> <p>七〇九（略）</p>	<p>（参事官の職務） 第二百二十一条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。</p> <p>七〇九（略）</p>

改正案

現行

（所掌事務）

（所掌事務）

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
薬事分科会	一 (略)

名称	所掌事務
薬事分科会	一 (略)

2 6 (略)	(略)	<p>二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
---------------	-----	--

2 6 (略)	(略)	<p>二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
---------------	-----	--

改正案

現行

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
たばこ事業等分科	一・二 （略）	名称	所掌事務
		（略）	（略）
		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百十二条第三項及び第一百六条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>三・四 （略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
たばこ事業等分科	一・二 （略）	名称	所掌事務
		（略）	（略）

2 7 (略)	会
(略)	<p>三 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六十四条第四項及び第二百二十条第四項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>四・五 (略)</p>

2 7 (略)	会
(略)	<p>三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百六十六条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>四・五 (略)</p>

改正案

現行

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十七条第五項、第二十九條第五項、第四十一條第五項、第一百十六條第四項及び第二百十條第四項</u>、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二十五條第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第七條の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
酒類分科会	一（略）	名称 （略）	所掌事務 （略）
		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第七條第五項、第二十八條第五項、第三十九條第五項、第一百十二條第三項及び第一百十六條第三項</u>、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）<u>第二十五條第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第七條の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
酒類分科会	一（略）	名称 （略）	所掌事務 （略）

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六十四条第四項及び第二百零四条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
5
7 (略)

(議事)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六十四条第四項及び第二百零四条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項について

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第二百零三条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
5
7 (略)

(議事)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第二百零三条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができ

5
(略)
ての審議に参加することができない。

5
(略)
ない。

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百十二条第三項及び第一百六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

○総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）

（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>
<p>基本政策分科会</p>	<p>一・二（略） 三 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号） 第八条第二項及び第十四条第二項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>基本政策分科会</p>	<p>一・二（略） 三 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号） 第八条第二項及び第十二条第二項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>（所掌事務） 第一条 総合資源エネルギー調査会（以下「調査会」という。）は、経済産業省設置法第十九条第一項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。 （分科会） 第六条 調査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、調査会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（所掌事務） 第一条 総合資源エネルギー調査会（以下「調査会」という。）は、経済産業省設置法第十九条第一項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。 （分科会） 第六条 調査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、調査会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	

2
6 (略)

(略)	省エネルギー・新エネルギー分科会
(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づき調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2
6 (略)

(略)	省エネルギー・新エネルギー分科会
(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

改正案

現行

<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>交通体系分科会</p> <p>一 (略)</p> <p>二 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十八条第四項、第一百十六条第</p>	<p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>交通体系分科会</p> <p>一 (略)</p> <p>二 交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百四十三条、第一百十二条第三項、第一百十六条第三項、第百</p>
		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>

2 ～ 6 (略)	(略)	技術分科会	
	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第五十条第三項及び第五十二条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>四項、第二百二十条第四項、第三百二十二条第四項、第三百三十七条第四項及び第四百四十六条第四項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2 ～ 6 (略)	(略)	技術分科会	
	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第四百六条第三項及び第四百四十八条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>二十八条第三項、第三百三十三条第三項及び第四百四十二条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

改正案	現行
<p>（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）</p> <p>第七条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。</p> <p>一5六（略）</p> <p>七 バイオマス（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この号及び次号において同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備</p> <p>八（略）</p>	<p>（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）</p> <p>第七条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。</p> <p>一5六（略）</p> <p>七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この号及び次号において同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備</p> <p>八（略）</p>